有償運送に係る契約書

一般乗用旅客自動車運送事業（以下、「福祉輸送事業」という。）を行う、　　　　　　　　　　　　（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）は、甲の責任において実施する要介護者等の有償運送について、次のとおり契約を締結する。

（基本原則）

第1条　乙は、自ら使用権限を有する自家用自動車を用いて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作

成する介護サービス計画（ケアプラン）または市町村が行う支援費支給決定に基づき、乙が提供す

る訪問介護サービス等と連続して、または一体として行う輸送を甲の指揮下で甲の事業と一体的

に行うものとする。

２　乙は前項以外の要介護者等の輸送を行ってはならない。

（運行管理）

第２条　要介護者等の輸送を実施する場合の運行の管理は、甲の責任において行うものとする。

（指導監督）

第３条　甲は、乙に対し当該輸送について安全の確保、利用者の利便等に関する適切な指導を行い、また

監督をするものとする。

（事故等の対応）

第４条　乙は、常に安全運行に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置をとら

なければならない。

２　乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送中に事故が発

生したときは速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

３　乙は、業務中における自動車事故について乙の契約する自動車保険にて利用者の損害賠償を補

償するものとし、乙の保険限度額を超える損害については、甲が利用者に対し補償を行うものとす

る。

（運送の対価の収受）

第５条　利用者から収受する運賃・料金については、別途甲が定めた収受方法にて行うものとする。

（協議事項）

第６条　乙は、本契約の他、甲の私有車両業務規程及び誓約書記載事項を遵守するものとし、本契約に定

めのない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協

議し解決するものとする。

（契約の効力）

第７条　本契約は有償運送の許可期間に於いて効力を有するものとする。但し、乙が甲の指揮下で訪問

介護サービス等を行う事を廃止した場合はその時点をもって効力を失うものとする。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し甲乙各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

乙）住　所

氏　名